

公布された条例のあらまし

文化行政の推進体制の整備を図るための関係条例の整備に関する条例（条例第1号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び文化財保護法の改正を踏まえ、文化行政の推進体制の整備を図る必要があること等に鑑み、文化財の保護に関する事務を知事が管理し、及び執行するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例ほか4条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
- 3 佐賀県文化財保護審議会条例は、廃止することとした。（附則第2項関係）
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 農業大学校、果樹試験場又は畜産試験場に勤務する職員（果樹試験場に勤務する職員にあっては、職員給与条例第3条第1項第3号に規定する研究職給料表の適用を受ける者を除く。）が現場における実習指導に従事したときは、教務手当を支給することとした。（第4条第1項関係）
- 2 1の手当の額は、業務に従事した日1日につき350円を超えてはならないこととした。（第4条第3項関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めることとした。（第6条の2及び第7条の2関係）
- 2 早出遅出勤務の対象となる職員の要件を改めることとした。（第7条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
- 5 佐賀県職員給与条例ほか3条例について、所要の改正を行うこととした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 消費税率の改定等に伴い、手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
 - 2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定されたことに伴い、次に掲げる事務の手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
 - (1) 土地権利等の取得についての裁定又は土地等使用権の存続期間の延長についての裁定に係る事務
 - (2) 特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定に係る事務
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、2については、同年6月1日から施行することとした。
- ##### 佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 消費税率の改定等に伴い、行政財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。（別表関係）

2 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県地域づくり基金条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）

1 佐賀県地域づくり基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第 2 条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県佐賀空港条例等の一部を改正する条例（条例第 7 号）

1 消費税率の改定等に伴い、佐賀空港の着陸料等の額を改定するため、佐賀県佐賀空港条例ほか 4 条例を改正することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、一部の規定を除き、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第 8 号）

1 土地改良法が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。（別表第 2 関係）

2 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

SAGA サンライズパーク条例（条例第 9 号）

1 県民がスポーツ・文化に親しみ、これらの活動を支え、優れたアスリートやアーティスト等が活躍する姿を観るとともに、これらの者を育てるための拠点を設けることにより、本県のスポーツ・文化の振興、県民の健康で文化的な生活の向上及び新たな交流の創出を図り、県民が躍動する活力に満ちた佐賀県の実現に寄与するため、SAGA サンライズパーク（以下「サンライズパーク」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）

2 サンライズパークは、佐賀市に置くこととした。（第 2 条関係）

3 サンライズパークの施設は、陸上競技場、アリーナ、体育館、水泳場、球技場、庭球場、エアライフル射撃場、ボクシング・フェンシング場、馬術場、ランニングコース及び合宿所とすることとした。（第 3 条関係）

4 知事は、サンライズパークの管理を法人その他の団体に行わせることができることとし、当該法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とすることとした。（第 4 条第 1 項及び第 2 項関係）

(1) サンライズパークの運営に関する業務

(2) サンライズパークの利用に関する業務

(3) サンライズパークの維持及び管理に関する業務

5 4 に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定めることとした。（第 4 条第 3 項関係）

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理を行わなければならないこととした。（第 4 条第 4 項関係）

- 7 サンライズパークの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならないこととし、当該利用料金は、指定管理者が知事の承認を得て定めることとした。（第5条関係）
- 8 その他所要の事項を定めることとした。
- 9 この条例は、平成31年6月1日から施行することとした。
- 10 アリーナは規則で定める日から、アリーナ以外の施設はこの条例の施行の日から利用に供することとした。
- 11 佐賀県総合運動場条例及び佐賀県総合体育館条例を廃止することとした。
- 12 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 教員特殊業務手当の額を改定することとした。（第8条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 県立学校職員の定数を3,228人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を5,778人に増員することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

佐賀県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票の交付に係る事務等を佐賀市長が処理することとした。（第23条及び第25条関係）
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立図書館施設使用料条例を廃止する条例（条例第13号）

- 1 佐賀県立図書館施設使用料条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額を改定することとした。（第19条関係）
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

佐賀県公衆浴場に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 浴場業を営む者が専ら特定の者に貸切りで利用させる浴場のみを設ける場合には、入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準の一部を適用しないこととした。（第3条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例及び佐賀県と畜場に関する条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

1 消費税率の改定等に伴い、手数料等の額を改定するため、佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例及び佐賀県と畜場に関する条例を改正することとした。

2 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）

1 佐賀県安心こども基金の設置期間を延長することとした。（附則第 2 項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例及び佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）

1 消費税率の改定等に伴い、佐賀県東部工業用水道の使用料等の額を改定するため、佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例及び佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例を改正することとした。

2 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

1 産業競争力強化法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第 3 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県立有田窯業大学校条例を廃止する条例（条例第 20 号）

1 佐賀県立有田窯業大学校条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県家畜人工授精料等徴収条例等の一部を改正する条例（条例第 21 号）

1 消費税率の改定等に伴い、使用料等の額を改定するため、佐賀県家畜人工授精料等徴収条例ほか 2 条例を改正することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

1 農業災害補償法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 6 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県道路占用料条例等の一部を改正する条例（条例第 23 号）

1 消費税率の改定等に伴い、占用料等の額を改定するため、佐賀県道路占用料条例ほか 6 条例を改正することとした。

- 2 建築基準法の改正に伴い、次に掲げる事務に係る手数料の額を定めることとした。（第3条関係）
 - (1) 建築審査会の同意が不要となった建築物の特例許可に係る事務
 - (2) 既存の1つの建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定又は変更の認定に係る事務
 - (3) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用することの許可に係る事務
- 3 建築基準法施行令の改正に伴い、自動車車庫の構造に関する制限及び自動車車庫の用途に供する部分と他の用途部分との区画に関する制限に係る規定を削除することとした。（第3条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、3については平成31年4月1日、2については建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。